

令和 4 年 10 月 21 日現在

第 69 回日本学生支援債券

債券内容説明書

(証券情報)



1. 本「債券内容説明書（証券情報）」（以下「本証券情報説明書」という。）において記載する第69回日本学生支援債券（以下「本債券」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号）第19条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券の発行者である本機構の詳細について記載した令和4年8月19日付「債券内容説明書（法人情報） 令和3事業年度」（以下「法人情報説明書」という。）は、本機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を同日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、法人情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本証券情報説明書及び法人情報説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
5. 本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号）第37条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成16年3月31日文部科学省令第23号）第8条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成されています。
6. 本証券情報説明書及び法人情報説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(<https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/setumeisho/index.html>)にも掲載します。

目 次

第一部 証券情報 ······ 1

第1 募集要項 ······ 2
1 新規発行債券 ······ 2
2 債券の引受け及び債券に関する事務 ······ 5
3 新規発行による手取金の使途 ······ 5

第二部 参照情報 ······ 7

第1 参照書類 ······ 8
第2 参照書類の補完情報 ······ 8
第3 参照書類を縦覧に供している場所 ······ 18

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘柄	第69回日本学生支援債券	債券の総額	金 30,000,000,000 円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	金 30,000,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	令和4年10月21日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、 払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利率	年 0.076%	払込期日	令和4年11月9日
利 払 日	毎年5月20日 及び11月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	令和6年11月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方 法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和5年5月20日を第1回の利 払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年5月20日及び11月20日の2回に、各そ の日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から令和4年11月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に 半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。 (5) 本債券の利金は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「振替法」と いう。）及び上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）の業務規程その 他の規則（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。		
償還の方法	1. 債還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和6年11月20日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (4) 本債券の元金は、振替法及び振替機関の業務規程等に従って支払われる。		
担保保証	本債券の債権者は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限 該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） その他 の 条 項 該当事項なし		

	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1)株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、機構は R&I から AA+ の信用格付を令和 4 年 10 月 21 日付で取得している。</p> <p>R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。</p> <p>一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関する R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>R&I: 電話番号 03-6273-7471</p> <p>(2)株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）</p> <p>本債券について、機構は JCR から AAA の信用格付を令和 4 年 10 月 21 日付で取得している。</p> <p>JCR の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。</p> <p>JCR の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関する JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCR の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCR の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。</p> <p>JCR の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCR の信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関する JCR が公表する情報へのリンク先は、JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (https://www.jcr.co.jp/release/) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>JCR: 電話番号 03-3544-7013</p> <p>2. 振替法の適用</p> <p>本債券は、振替法の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>3. 本債券に関する募集の受託会社</p> <p>(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の令和 4 年 10 月 21 日付第 69 回日本学生支援債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。</p> <p>(4)本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>4. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1)機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2)機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。</p>
--	---

	<p>(3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の 1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>(5)機構が独立行政法人日本学生支援機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不適当であると認め、機構にその旨を通知したとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法</p> <p>(1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示</p> <p>機構は、機構本部内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 本要項の変更</p> <p>(1)機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2)前号に基づき本要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12)本項の手續に要する合理的な費用は機構の負担とする。</p>
--	---

摘要	<p>10. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1)機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
----	---

2 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	大和証券株式会社 野村證券株式会社 東海東京証券株式会社 みずほ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区大手町一丁目9番2号	百万円 11,500 10,300 7,300 600 300	
計		—	30,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称		住 所	
	株式会社みずほ銀行		東京都千代田区大手町一丁目5番5号	

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,000,000,000 円	42,426,000 円	29,957,574,000 円

(2) 手取金の使途

令和4年度の第二種奨学金(※)在学中資金に充当。

(※) 第二種奨学金については、「債券内容説明書（法人情報）令和3事業年度 第1 法人の概況 3 事業の内容 （4）事業の概要 【奨学金事業】<貸与奨学金>」をご参照ください。

本機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定義するソーシャルボンド原則（以下「ソーシャルボンド原則」という。）に基づく以下のフレームワークにより、ソーシャルボンドを発行します。本債券については、ソーシャルボンド原則に適合する旨、独立した第三者機関であるムーディーズ ESG ソリューションズから、セカンドオピニオンを取得しております。

【参考】セカンドオピニオン（発行者：ムーディーズ ESG ソリューションズ）

<https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/socialbond.html>

ソーシャルボンドフレームワーク

1. 資金の使途	<ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援債券で調達した資金は、「第二種奨学金の在学中資金」として充当されます。 第二種奨学金の貸与事業は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の内、目標4。「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」の達成に貢献します。
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生の採用プロセスは、校長からの推薦の上、本機構が選考により実施しています。奨学生の選考に際しては、人物、学力及び家計の各基準について、業務方法書の規定に基づき、総合的に判断しています。 第二種奨学金の貸与基準は、第一種奨学金に比べて緩やかな基準となっています。原則として、基準を満たす申請者全員に対して貸与することとしています。
3. 調達資金の管理	<ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援債券の発行日は、第二種奨学金の送金日の2営業日前に設定しており、調達額全額が充当されるため、未充当資金が生じることはないスキームとなっています。
4. レポート・アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人通則法第32条に基づき、毎事業年度、業務実績等報告書を作成し、文部科学大臣の評価を受けています。 毎事業年度、財務諸表等を作成し、文部科学大臣の承認を受けています。

第二部 參 照 情 報

第1 参照書類

本機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 令和3事業年度」（令和4年8月19日付作成）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 令和3事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 令和3事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（令和4年10月21日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第1 法人の概況

3 事業の内容

(4) 事業の概要

【奨学金事業】

<貸与奨学金>

⑪ 貸与利率

(表3) 平成19年度以降の採用者で平成20年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、 借入期間14年超15年以内、 うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、 借入期間19年超20年以内、 うち据置期間なし	元金均等償還、 半年賦、5年金利見直しにおける 当初5年間の金利、借入期間 14年超15年以内、うち据置 期間1年以内	元金均等償還、 半年賦、5年金利見直しにおける 当初5年間の金利、借入期間 19年超20年以内、うち据置 期間なし
平成20年4月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成21年1月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成22年1月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成23年1月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%
6月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成23年9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
12月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
平成24年1月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成25年1月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
4月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
8月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
9月	0.99%	0.30%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
10月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
11月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
12月	0.89%	0.26%	0.7%	1.0%	0.2%	0.3%
平成26年1月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
2月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
3月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
4月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
5月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
6月	0.83%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
7月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
8月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
9月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
10月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
11月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
12月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
平成27年1月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
3月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
4月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
5月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
6月	0.69%	0.10%	0.5%	0.8%	0.1%	0.1%
7月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
8月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
9月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
10月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成 27 年 11 月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
12 月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
平成 28 年 1 月	0.49%	0.10%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%
2 月	0.33%	0.10%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%
3 月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
4 月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
5 月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
6 月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
7 月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
8 月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
9 月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
10 月	0.06%	0.01%	0.01%	0.09%	0.01%	0.01%
11 月	0.05%	0.01%	0.01%	0.07%	0.01%	0.01%
12 月	0.15%	0.01%	0.06%	0.2%	0.01%	0.01%
平成 29 年 1 月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
2 月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
3 月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
4 月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
5 月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6 月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7 月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
8 月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
9 月	0.14%	0.01%	0.04%	0.2%	0.01%	0.01%
10 月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
11 月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
12 月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
平成 30 年 1 月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
2 月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
3 月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
4 月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
5 月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6 月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7 月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
8 月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
9 月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
10 月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
11 月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
12 月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
平成 31 年 1 月	0.22%	0.01%	0.06%	0.3%	0.01%	0.01%
2 月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
3 月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
4 月	0.153%	0.002%	0.06%	0.2%	0.002%	0.002%
令和元年 5 月	0.146%	0.001%	0.04%	0.2%	0.001%	0.001%
6 月	0.057%	0.002%	0.01%	0.08%	0.002%	0.002%
7 月	0.049%	0.002%	0.008%	0.07%	0.002%	0.002%
8 月	0.015%	0.002%	0.004%	0.02%	0.002%	0.002%
9 月	0.042%	0.002%	0.005%	0.06%	0.002%	0.002%
10 月	0.067%	0.002%	0.02%	0.09%	0.002%	0.002%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
令和元年 11月	0.143%	0.003%	0.03%	0.2%	0.003%	0.003%
12月	0.156%	0.004%	0.07%	0.2%	0.004%	0.004%
令和2年 1月	0.077%	0.002%	0.03%	0.1%	0.001%	0.002%
2月	0.070%	0.002%	0.03%	0.09%	0.002%	0.002%
3月	0.070%	0.002%	0.03%	0.09%	0.002%	0.002%
4月	0.157%	0.003%	0.07%	0.2%	0.003%	0.003%
5月	0.160%	0.003%	0.08%	0.2%	0.003%	0.003%
6月	0.163%	0.005%	0.09%	0.2%	0.005%	0.005%
7月	0.233%	0.003%	0.1%	0.3%	0.003%	0.003%
8月	0.267%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
9月	0.163%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
10月	0.233%	0.003%	0.1%	0.3%	0.003%	0.003%
11月	0.163%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
12月	0.157%	0.002%	0.07%	0.2%	0.002%	0.002%
令和3年 1月	0.233%	0.002%	0.1%	0.3%	0.001%	0.002%
2月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
3月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
4月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
5月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
6月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
7月	0.161%	0.002%	0.08%	0.2%	0.002%	0.002%
8月	0.164%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
9月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
10月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
11月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
12月	0.268%	0.002%	0.2%	0.3%	0.002%	0.002%
令和4年 1月	0.268%	0.006%	0.2%	0.3%	0.006%	0.006%
2月	0.369%	0.04%	0.3%	0.4%	0.04%	0.04%
3月	0.369%	0.04%	0.3%	0.4%	0.04%	0.04%
4月	0.468%	0.02%	0.4%	0.5%	0.02%	0.02%
5月	0.437%	0.008%	0.3%	0.5%	0.008%	0.008%
6月	0.537%	0.04%	0.4%	0.6%	0.04%	0.04%
7月	0.437%	0.009%	0.3%	0.5%	0.009%	0.009%
8月	0.468%	0.03%	0.4%	0.5%	0.03%	0.03%
9月	0.605%	0.077%	0.4%	0.7%	0.07%	0.08%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし)による借入金利に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

[ご参考1] 「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%	平成21年9月18日
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%	平成21年9月18日
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%	平成22年3月19日
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%	平成22年9月17日
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%	平成22年9月17日
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%	平成23年3月18日
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%	平成23年9月20日
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%	平成23年9月20日
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%	平成21年3月19日

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第 10回	平成 19年 7月 5日	400 億円	2年	年 1.19%	平成 21年 9月 18日
第 11回	平成 19年 11月 6日	400 億円	2年	年 0.93%	平成 21年 9月 18日
第 12回	平成 20年 2月 6日	370 億円	2年	年 0.69%	平成 22年 3月 19日
第 13回	平成 20年 7月 9日	470 億円	2年	年 1.08%	平成 22年 9月 17日
第 14回	平成 20年 11月 28日	400 億円	3年	年 1.04%	平成 23年 11月 18日
第 15回	平成 21年 2月 6日	300 億円	2年	年 0.78%	平成 23年 1月 20日
第 16回	平成 21年 7月 8日	400 億円	2年	年 0.502%	平成 23年 6月 20日
第 17回	平成 21年 11月 9日	400 億円	3年	年 0.498%	平成 24年 9月 20日
第 18回	平成 22年 2月 8日	370 億円	2年	年 0.317%	平成 24年 2月 20日
第 19回	平成 22年 7月 7日	400 億円	2年	年 0.251%	平成 24年 7月 20日
第 20回	平成 22年 9月 15日	400 億円	2年	年 0.231%	平成 24年 9月 20日
第 21回	平成 22年 11月 9日	400 億円	3年	年 0.277%	平成 25年 11月 20日
第 22回	平成 23年 2月 8日	400 億円	2年	年 0.300%	平成 25年 2月 20日
第 23回	平成 23年 7月 7日	400 億円	2年	年 0.240%	平成 25年 7月 19日
第 24回	平成 23年 9月 15日	400 億円	2年	年 0.201%	平成 25年 9月 20日
第 25回	平成 23年 11月 9日	500 億円	3年	年 0.278%	平成 26年 11月 20日
第 26回	平成 24年 2月 8日	400 億円	2年	年 0.236%	平成 26年 2月 20日
第 27回	平成 24年 7月 9日	400 億円	2年	年 0.176%	平成 26年 7月 18日
第 28回	平成 24年 9月 18日	500 億円	2年	年 0.151%	平成 26年 9月 19日
第 29回	平成 24年 11月 7日	500 億円	3年	年 0.156%	平成 27年 11月 20日
第 30回	平成 25年 2月 6日	400 億円	2年	年 0.150%	平成 27年 2月 20日
第 31回	平成 25年 6月 7日	500 億円	2年	年 0.206%	平成 27年 6月 19日
第 32回	平成 25年 9月 9日	400 億円	2年	年 0.161%	平成 27年 9月 18日
第 33回	平成 25年 11月 7日	500 億円	3年	年 0.187%	平成 28年 11月 18日
第 34回	平成 26年 2月 6日	400 億円	2年	年 0.141%	平成 28年 2月 19日
第 35回	平成 26年 6月 9日	500 億円	3年	年 0.152%	平成 29年 6月 20日
第 36回	平成 26年 9月 9日	500 億円	2年	年 0.111%	平成 28年 9月 20日
第 37回	平成 26年 11月 7日	400 億円	2年	年 0.105%	平成 28年 11月 18日
第 38回	平成 27年 2月 6日	400 億円	2年	年 0.100%	平成 29年 2月 20日
第 39回	平成 27年 6月 9日	300 億円	2年	年 0.100%	平成 29年 6月 20日
第 40回	平成 27年 9月 9日	300 億円	2年	年 0.100%	平成 29年 9月 20日
第 41回	平成 27年 11月 9日	300 億円	2年	年 0.100%	平成 29年 11月 20日
第 42回	平成 28年 2月 8日	300 億円	2年	年 0.099%	平成 30年 2月 20日
第 43回	平成 28年 6月 8日	300 億円	2年	年 0.001%	平成 30年 6月 20日
第 44回	平成 28年 9月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	平成 30年 9月 20日
第 45回	平成 28年 11月 9日	300 億円	2年	年 0.001%	平成 30年 11月 20日
第 46回	平成 29年 2月 8日	300 億円	2年	年 0.001%	平成 31年 2月 20日
第 47回	平成 29年 6月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和元年 6月 20日
第 48回	平成 29年 9月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和元年 9月 20日
第 49回	平成 29年 11月 8日	300 億円	2年	年 0.001%	令和元年 11月 20日
第 50回	平成 30年 2月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 2年 2月 20日
第 51回	平成 30年 6月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 2年 6月 19日
第 52回	平成 30年 9月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 2年 9月 18日
第 53回	平成 30年 11月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 2年 11月 20日
第 54回	平成 31年 2月 6日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 3年 2月 19日
第 55回	令和元年 6月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 3年 6月 18日
第 56回	令和元年 9月 9日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 3年 9月 17日
第 57回	令和元年 11月 7日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 3年 11月 19日
第 58回	令和 2年 2月 6日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 4年 2月 18日
第 59回	令和 2年 6月 9日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 4年 6月 20日
第 60回	令和 2年 9月 9日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 4年 9月 20日
第 61回	令和 2年 11月 9日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 4年 11月 18日
第 62回	令和 3年 2月 8日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 5年 2月 20日
第 63回	令和 3年 6月 9日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 5年 6月 20日
第 64回	令和 3年 9月 8日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 5年 9月 20日
第 65回	令和 3年 11月 9日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 5年 11月 20日
第 66回	令和 4年 2月 8日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 6年 2月 20日
第 67回	令和 4年 6月 8日	300 億円	2年	年 0.001%	令和 6年 6月 20日
第 68回	令和 4年 9月 7日	300 億円	2年	年 0.010%	令和 6年 9月 20日

[ご参考 2] 民間金融機関からの借入の状況

令和 4 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和 4 年 4 月 25 日	48,000	0.000%	令和 4 年 5 月 12 日	令和 4 年 8 月 8 日
令和 4 年 5 月 26 日	140,000	0.000%	令和 4 年 6 月 8 日	令和 4 年 9 月 7 日
令和 4 年 6 月 24 日	50,000	0.000%	令和 4 年 7 月 7 日	令和 4 年 10 月 6 日
令和 4 年 7 月 26 日	50,000	0.000%	令和 4 年 8 月 8 日	令和 4 年 11 月 9 日
<u>令和 4 年 8 月 25 日</u>	<u>140,000</u>	<u>0.000%</u>	<u>令和 4 年 9 月 7 日</u>	<u>令和 4 年 12 月 7 日</u>
<u>令和 4 年 9 月 22 日</u>	<u>100,000</u>	<u>0.000%</u>	<u>令和 4 年 10 月 6 日</u>	<u>令和 5 年 1 月 6 日</u>

第4 法人の状況

2 役員の状況

役員の定数は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとされております。令和4年10月21日現在の役員は、次の通りです。

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	吉岡 知哉	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	昭和51年4月 東京大学法学部助手 昭和55年4月 立教大学法学部助手 昭和56年4月 立教大学法学部法学科専任講師 昭和58年4月 立教大学法学部法学科助教授 平成2年4月 立教大学法学部法学科教授 <u>平成2年11月 法学博士（東京大学）</u> 平成8年4月 立教大学法学部政治学科教授 平成14年4月 立教大学法学部長 平成22年4月 立教大学総長 平成30年4月 立教大学名誉教授 平成31年4月 日本学生支援機構理事長
理事長 代理 理 事	矢野 和彦	令和4年9月2日～ 令和6年3月31日	平成元年4月 文部省採用 <u>平成16年1月 在イタリア大使館一等書記官</u> <u>平成20年12月 大臣官房付（併）内閣参事官（内閣総務官室）</u> 平成23年1月 文化庁記念物課長 平成25年12月 高等教育局私学助成課長 平成27年8月 初等中等教育局財務課長 平成29年4月 初等中等教育局初等中等教育企画課長 平成30年1月 大臣官房会計課長 平成31年1月 大臣官房審議官（初等中等教育局担当） 令和2年10月 文化庁次長 令和3年9月 文部科学省官房長 令和4年9月 日本学生支援機構理事長代理・理事（役員出向）
理 事	吉田 真	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	昭和54年7月 日本育英会採用 平成22年8月 日本学生支援機構債権管理部長 平成24年4月 日本学生支援機構総務部長 平成28年4月 日本学生支援機構理事 平成30年4月 再任 令和2年4月 再任 令和4年4月 再任
理 事	吉野 利雄	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	昭和58年4月 日本国際教育協会採用 平成28年4月 日本学生支援機構総務部長 平成31年4月 日本学生支援機構留学生事業部長 令和2年4月 日本学生支援機構理事 令和4年4月 再任
理 事	萬谷 宏之	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	平成3年4月 文部省採用 平成25年7月 文化庁文化部宗務課長 平成27年4月 文化庁文化財部美術学芸課長 平成29年4月 生涯学習政策局生涯学習推進課長 平成30年10月 総合教育政策局調査企画課長 平成31年4月 日本学生支援機構グローバル人材育成本部審議役 令和3年4月 日本学生支援機構理事（役員出向） 令和4年4月 再任
監 事 (非常勤)	竹内 俊郎	令和3年9月1日～ 令和7事業年度の財務 諸表承認日	昭和50年8月 東京水産大学水産学部助手採用 昭和55年8月 同 講師 昭和58年5月 同 助教授 平成6年4月 同 教授 平成15年10月 東京海洋大学教授 平成15年10月 同 大学院海洋科学技術研究科長（平成18年3月まで） 平成20年4月 国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会評議員（平成22年3月まで） 平成21年4月 同 理事・副学長（平成24年3月まで） 平成24年4月 同 教授 平成25年3月 同 退職 平成25年4月 同 教授（再雇用） 平成27年4月 国立大学法人東京海洋大学長 令和3年3月 同 退職 令和3年9月 日本学生支援機構監事

監事 (非常勤)	小川 千恵子	令和3年9月1日～ 令和5事業年度の財務 諸表承認日	平成3年10月 センチュリー監査法人採用 平成13年4月 新日本監査法人さいたま事務所採用 平成18年2月 監査法人日本橋事務所採用 平成22年7月 リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用 平成26年3月 小川会計事務所開業 平成26年4月 日本学生支援機構監事 平成28年4月 再任 令和元年 9月 再任 令和3年 9月 再任
-------------	--------	----------------------------------	--

3 コーポレートガバナンスの状況

(4) 評価

文部科学大臣による本機構の令和3年度の業務実績に関する評価は、以下のようになっております。

独立行政法人日本学生支援機構の令和3年度における業務の実績に関する評価

○全体の評定

A：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

○法人全体に対する評価

以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

○「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、推薦からおおむね1週間以内に迅速に支援を行った。

○新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ弾力的な対応を行い、また支援を拡充した。

○貸与奨学金の総回収について、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は90.44%に達し、コロナ禍という制約がある条件下において、総回収率は年度計画値90.15%を上回る90.44%に達した。同様に当年度分の回収率も、年度計画値97.17%を上回る97.81%に達した。

○国として奨学金制度の改善を検討する過程において、学生生活調査の調査結果を活用した個別の集計やデータ分析について迅速に対応した。

○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」について、コロナ禍において学生が様々な不安を抱えやすい状況にある中、メンタルヘルスに関して、1,000人を超える教職員に情報や知見の共有を行えた。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法に関してオンラインセミナーを新たに開催するなど、状況の変化に対応し事業の質を向上させた。

○令和2年度に引き続き多額の寄附金を受け入れ、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を実施して対象となる大学等のコロナ対策を支援した。

○項目別評価における主要な課題、改善事項など

○日本留学に関する情報提供については、コロナ禍において、オンライン等を活用した活動を行い、アクセス数等を伸ばしたことは評価できる。一方で、コロナ禍であり、オンラインでないと情報を取りにくく状況が要因として考えられることから、今後コロナの影響が現れなくなった状況下においても、同様の成果を得るなど、日本留学希望者を惹きつける取り組みを進める必要がある。

○日本語教育センターに対する満足度では、前年度と比べて改善しているが、個別項目においては、必ずしも十分な満足を得られたのか明確ではないため、引き続き、教育及び教育環境の改善を図り、質の向上に努めていただきたい。

○実施する学生生活調査の項目や内容については、政策的必要性や社会的情勢、また学生等にとっての分かりやすさの観点から、引き続き検討する必要がある。

○学生支援寄附金の受入額と比較すると、寄附金を原資とした取組の支出額は少額に収まっていることから、受け入れた寄附金をより活用することも検討して欲しい。

○その他事項

特になし

※評定区分は原則として、S、A、B、C、D の評語を用い、「B」を標準（目標達成）とすることとされております。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ（<https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/setumeisho/index.html>）にも掲載します。